

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ( " )	1
○保安林の指定予定の通知 (5件) (治山林道課)	1
○保安林の解除予定の通知 (2件) ( " )	2
○保安林の解除の予定 ( " )	2
○基本測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	2
○地籍調査の事業計画の一部変更 ( " )	2
○国土調査の成果の認証 ( " )	3
○道路の区域変更 (道路課)	3
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	
<9・28揭示>	3
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	3
高知県収用委員会公告	
○公示による通知 <9・29揭示>	3
入札公告	
○一般競争入札 (県立学校校内LAN再構築用サーバ機器の購入)の公告 (総務事務センター)	
<9・28揭示>	3

## 告 示

### 高知県告示第609号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定し

た。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日  
たかおか薬局 土佐市高岡町甲2190番地1 平21・9・1

### 高知県告示第610号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日  
たかおか薬局 土佐市高岡町甲2190番地1 平21・8・31

### 高知県告示第611号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
室戸市佐喜浜町字富家ノ鼻5340の1、安芸市赤野字千東南甲3099の2、安芸郡馬路村馬路字裏瀬357の18から357の22まで、357の24、357の26

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字富家ノ鼻5340の1・字千東南甲3099の2・字裏瀬357の18から357の20(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第612号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町大森字南川225、225の2、225の3

2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第613号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町小野字西タキバタ442の9、字大東441、1404、上八川下分字目ノトヲ10888、10890、10891、10908

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西タキバタ442の9・字大東441・1404・字目ノトヲ10888・10890・10891・10908(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第614号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡仁淀川町寺村字水ノ元2842の1、字カンスノハ2844の1、2848の1、2849の1、2873の1、2874の1、3894の1

- 指定の目的  
土砂の流出の防備

- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字水ノ元2842の1・字カンスノハ2844の1・2848の1・2849の1・2873の1・2874の1(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第615号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡檜原町松谷1089、1094、1095、津野町北川字下大門6590の1、字下谷山1305、5845、船戸字宮ノ谷3563の3

- 指定の目的  
土砂の流出の防備

- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松谷1089・1094・1095・字下大門6590の1・字下谷山1305・5845・字宮ノ谷3563の3(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第616号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川116の19

- 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第617号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町長沢字アド194の3から194の5まで

- 保安林として指定された目的  
水源のかん養

- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第618号**

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所

吾川郡いの町長沢字アド194の3から194の5まで

- 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 解除の理由

道路用地とするため

**高知県告示第619号**

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
基本測量(地理識別子整備業務)

- 作業期間  
平成21年9月28日から平成22年3月26日まで

- 作業地域  
高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、土佐清水市及び四万十市

**高知県告示第620号**

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
基本測量(基盤地図情報整備業務)

- 作業期間  
平成21年10月2日から平成22年3月26日まで

- 作業地域  
高知市及び南国市

**高知県告示第621号**

平成21年5月高知県告示第400号で告示した平成21年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	室戸市	室戸市佐喜浜の一部	平成21年度中
変更後		室戸市佐喜浜及び羽根町の各一部	

変更前	土佐町	土佐郡土佐町笹ヶ谷、大瀨及び古味	〃
変更後		土佐郡土佐町笹ヶ谷、大瀨、古味及び井尻の一部	

高知県告示第622号

室戸市佐喜浜の一部地区、香美市物部町山崎及び物部町中谷川の各一部地区並びに長岡郡本山町瓜生野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 室戸市
- (2) 香美市
- (3) 本山町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 室戸市佐喜浜の一部  
平成19年度及び平成20年度
- (2) 香美市物部町山崎及び物部町中谷川の各一部  
平成19年度及び平成20年度
- (3) 長岡郡本山町瓜生野の一部  
平成19年度及び平成20年度

3 成果の名称

- (1) 室戸市地籍図及び地籍簿
- (2) 香美市地籍図及び地籍簿
- (3) 本山町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成21年10月9日

高知県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年10月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 日ノ御子土佐山田

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	--------	-----------------	---------------

香美市香北町五百蔵字八ノ石1910番1から 香美市香北町白川字東平4番1まで	前	4.0 }	100
	後	6.9 }	
		10.6	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年9月28日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年9月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成21 年9月 28日	特定非 営利活 動法人 N P O いちい の郷	岡崎 恵 司	四万十 市西土 佐大宮 594番 地-3	この法人は、高齢者、並びに障害者（児）をはじめ地域住民に対して、介護予防や生活と健康生きがいに資する活動、地域経済の活性化に関する事業、広報活動に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、窪川土地改良区の定款の変更を平成21年9月28日に認可した。

平成21年10月9日

高知県知事 尾崎 正直

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成21年10月20日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成21年9月29日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成21年9月16日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字高川原割1499番7及び1501番26の土地の所有者

不明。ただし、登記簿表題部所有者

住所不明

矢野金吾

矢野金吾の住所が吾川郡仁西村西畑84番屋敷に確定した場合の所有者のうち次の者

居所不明。ただし、住民票住所

兵庫県伊丹市南野北三丁目2番16号

高吉 郁子

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年9月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

県立学校校内LAN再構築用サーバ機器 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期限

要求仕様書による。

(4) 納入場所

要求仕様書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たす者であること。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県会計管理局総務事務センター  
電話番号088-823-9788

- (2) 入札説明書等の交付方法

平成21年10月2日(金)から同年11月6日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

### ア 日時

平成21年11月27日(金)午前11時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成21年11月26日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

### イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎2階会計管理局作業室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定に

よる。

- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を3の(1)の交付場所に平成21年11月6日午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 契約書作成の要否

要

- (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成21年11月6日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

- (10) 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Details of items to be purchased: Server (for restructuring of LAN within Prefectural High Schools) 1 set
- (2) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on Thursday 26 November 2009
- (3) Deadline for tender (by hand) : 11:00 A.M. on Friday 27 November 2009

(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9788